

大区画化等加速化支援事業

～農業者等への事業周知から事業採択後の流れ～

【実務担当者(県・市町村)向け】

宮崎県大区画化等推進協議会

【説明内容】

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ①大区画化等加速化支援事業について | P 2 ~ P 9 |
| ②大区画化等推進協議会の推進体制・役割について | P 1 0 ~ P 1 2 |
| ③事業周知から事業採択までの流れについて | P 1 3 ~ P 2 3 |
| ④事業採択後の流れについて | P 2 4 ~ P 2 8 |
| ⑤よくある質問事項について | 【別紙 9】 |

1. 大区画化等加速化支援事業について

事業創設の背景と推進目的

1. 令和11年度までの「時限的な集中対策」

「食料・農業・農村基本計画」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、農業者等が自ら行う畦畔除去等の簡易整備（＝農地の区画拡大等の取組）を**定額**で支援します。

※「事業種類に応じて設定された単価 × 数量」にて算出する助成上限額の範囲内において、所要額分を定額(国100%)で助成

従来のほ場整備事業に比べると、**工事に係る農業者等の費用負担も少ないことに加え、事業着手も早く、事業実施期間も短いことから、事業効果の早期発現が可能**となっています。

2. 「地域計画（目標地図）」の早期実現

担い手への農地集積・集約化の推進、遊休農地の解消には「物理的な区画拡大」による基盤整備の取り組みが必要不可欠です。

本事業による農地の区画拡大を契機に、担い手への農地集約を大幅に加速させ、**地域計画の早期実現**を目指すことができます。

事業の内容（例）

ハード事業

①事前準備：着工前

- 外部委託施工にて実施する場合、施工業者から見積書を取得します。

ハード事業

②表土剥ぎと既存畦畔の除去：初期工事 ※一部、表土扱いありの場合

- 作物の生育に不可欠な「表土」をブルドーザー等で剥ぎ取り、一時的に避けておきます。
- その後、既存畦畔（あぜ）を崩して平らにします。

ハード事業

③基盤造成：中期工事 ※表土扱いありの場合

- 表土下の地盤（心土）を切り盛りして、区画全体の高さや勾配を整え、平らな面（ベース基盤）を作ります。

ハード事業

④表土戻しと荒整地：後期工事 ※一部、表土扱いありの場合

- ②で避けておいた表土を、均一な厚みになるように区画全体に敷き戻します。
- その後、トラクター及びハロー等で荒整地をします。

ハード事業

⑤仕上げ：最終調整

- レーザーレベラー等を用いて、表土が均平となるよう整地します。

ソフト事業

⑥先進的省力化技術導入支援：構造転換に特化した営農支援（期間限定）

- 先進的省力化技術※の導入に係る普及啓発活動や技術導入までを支援します。

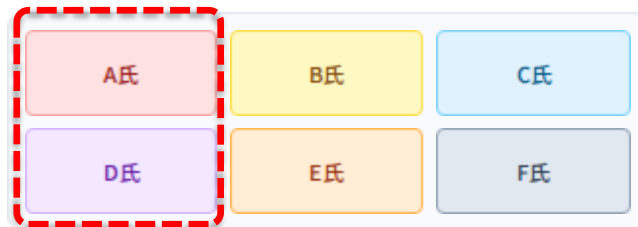
※本事業で整備したほ場にて、直播栽培、高精度GPS対応トラクタ、ICTを活用したほ場管理などの検証や農業機械リース 等

3つの単価区分と適用条件

通常単価

1.0倍（基準）

圃場のイメージ



適用条件：

右記の「集約化」や「大区画化」要件に該当しない場合。

集約化単価

1.2倍（加算）

圃場のイメージ（集約された農地が1ha以上）



適用条件：

同一の担い手の経営等農用地であり、
1ヘクタール以上のまとまりを有している
場合。

※「まとまりを有する農地」の判断は、
実施要領 第2-(3)（定義）をご確認ください。

最大助成

大区画化単価

1.32倍（加算）

圃場のイメージ（1区画の農地が1ha以上）



適用条件：

事業実施後、1枚(区画)あたりの面積が、
1ヘクタール以上となる場合。

主な支援メニューと助成単価

<令和8年度>

主な事業種類	条件	助成単価			備考	
		1. 通常	2. 集約化する場合	3. 大区画化する場合		
農用地の 区画拡大 (水路変更なし)	高低差10cm超 表土扱い有	27.5万円/10a	33.0万円/10a	36.0万円/10a		【 】は施工の全て を農業者施工 で実施する場合
		【20.0万円/10a】	【24.0万円/10a】	【26.0万円/10a】		
	高低差10cm以下 表土扱い有	25.5万円/10a	30.5万円/10a	33.5万円/10a		
		【18.5万円/10a】	【22.0万円/10a】	【24.0万円/10a】		
	高低差10cm以下 表土扱い無	7.0万円/10a	8.0万円/10a	9.0万円/10a		
		【6.0万円/10a】	【7.0万円/10a】	【7.5万円/10a】		
暗渠排水	畦畔除去のみ	4.0万円/100m	4.5万円/100m	5.0万円/100m	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +4万円/10a ○実施設計（外注） +2万円/10a	
		【4.0万円/100m】	【4.5万円/100m】	【5.0万円/100m】		
	バックホウ工法 表土扱い有	22.5万円/10a	27.0万円/10a	29.5万円/10a		
		【16.5万円/10a】	【19.5万円/10a】	【21.5万円/10a】		
	バックホウ工法 表土扱い無	22.0万円/10a	26.0万円/10a	29.0万円/10a		
		【16.0万円/10a】	【19.0万円/10a】	【21.0万円/10a】		
客土	層厚10cm以上	18.0万円/10a	21.5万円/10a	23.5万円/10a		
		【13.5万円/10a】	【16.0万円/10a】	【17.5万円/10a】		
		27.5万円/10a	33.0万円/10a	36.0万円/10a		
		【19.0万円/10a】	【22.5万円/10a】	【25.0万円/10a】		

※詳細については、「大区画化等加速化支援事業 実施要領 別表1」をご確認ください。

事業の概要

○概要

事業名 大区画化等加速化支援事業

地区名 にしまえ 西前地区

関係市町村 宮崎県串間市

事業工期 令和8年度

受益面積 1.90ha

総事業費 4.644百万円

主要工事 区画拡大 1.90ha

○令和8年度予算額

国費 4.644百万円

事業内容 区画拡大 1.90ha

○位置図



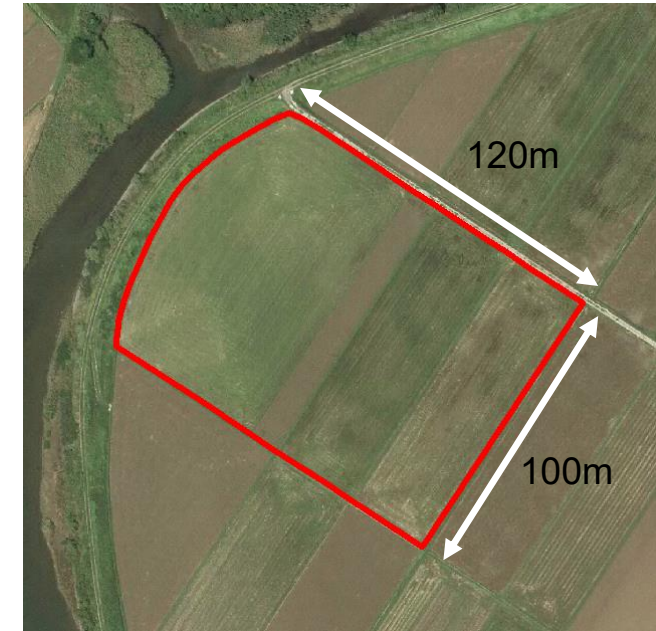
【区画拡大】農地7筆を1筆にし、1.16haに区画拡大（大区画化）

■ 区画拡大により大型機械による一体的な作業が可能となり、営農コストの低減と生産効率が向上。

現況



計画



作業手順（イメージ）



農業者施工

①表土剥ぎ

②基盤切り盛り

③基盤整地

④表土戻し

⑤耕地復旧（雑物除去）



●農家自らが所有している重機・農機を使用して全ての作業を農業者自らが実施。

事業の概要

○概要

事業名 大区画化等加速化支援事業

地区名 さかたに
酒谷地区

関係市町村 宮崎県日南市

事業工期 令和8年度

受益面積 2.91ha

総事業費 9.796百万円

主要工事 区画拡大 2.91ha

暗渠排水 0.97ha

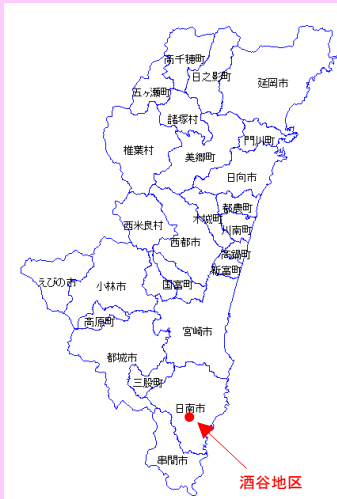
○令和8年度予算額

国費 9.796百万円

事業内容 区画拡大 2.91ha

暗渠排水 0.97ha

○位置図



【区画拡大・暗渠排水】農地3筆を1筆にし、暗渠排水を敷設

■ 区画拡大により大型機械による効率的な営農が可能となり、コスト低減と生産性が向上するとともに、暗渠排水により排水性が改善され、作業性向上や収量・品質が向上。

現況



計画



作業手順（イメージ）



外注施工

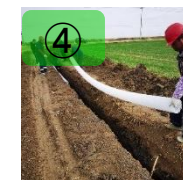
①表土剥ぎ

②基盤切り盛り

③基盤整地

④暗渠排水敷設

⑤表土戻し



⑥耕地復旧（雑物除去）

●全ての作業を建設業者に外注。

事業対象要件 ～実施区域・実施主体・実施要件～

🚩 実施区域

原則として、以下の要件を満たす必要があります。

- ✓ **農業振興地域内の農用地区域（青地）であること**
農業上の利用を確保すべき土地として設定した「農用地区域」内の農地であること
- ✓ **「地域計画」を策定した区域であること**
地域の話合いにより目指すべき将来の農地の利用を明確化した「地域計画」に含まれていること

👤 実施主体

本事業における実施主体は以下のとおりです。

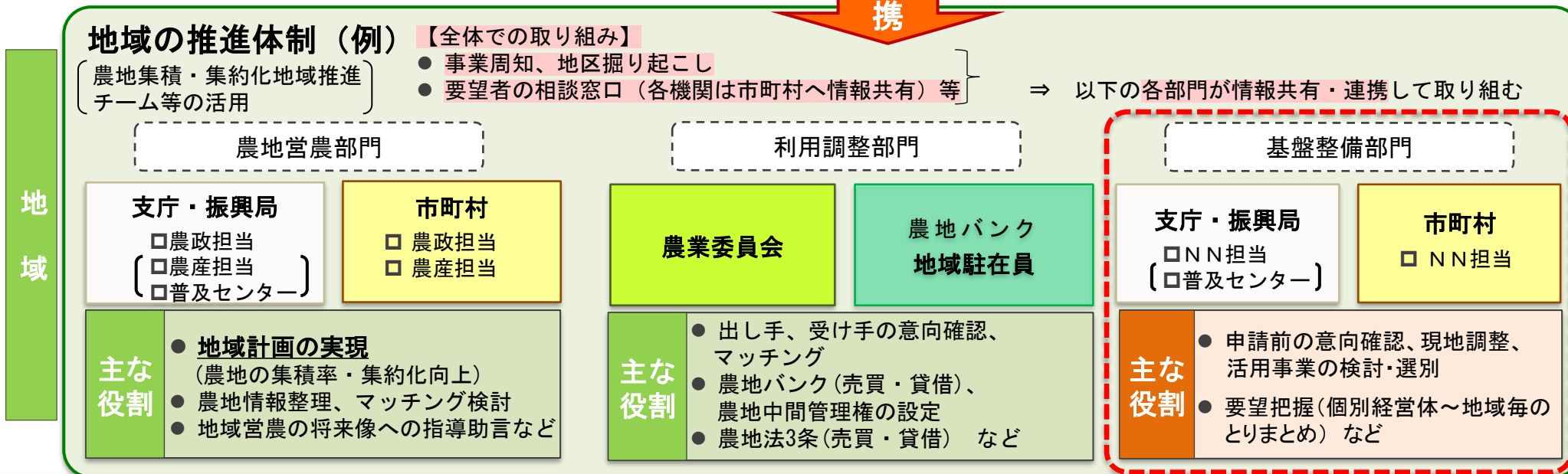
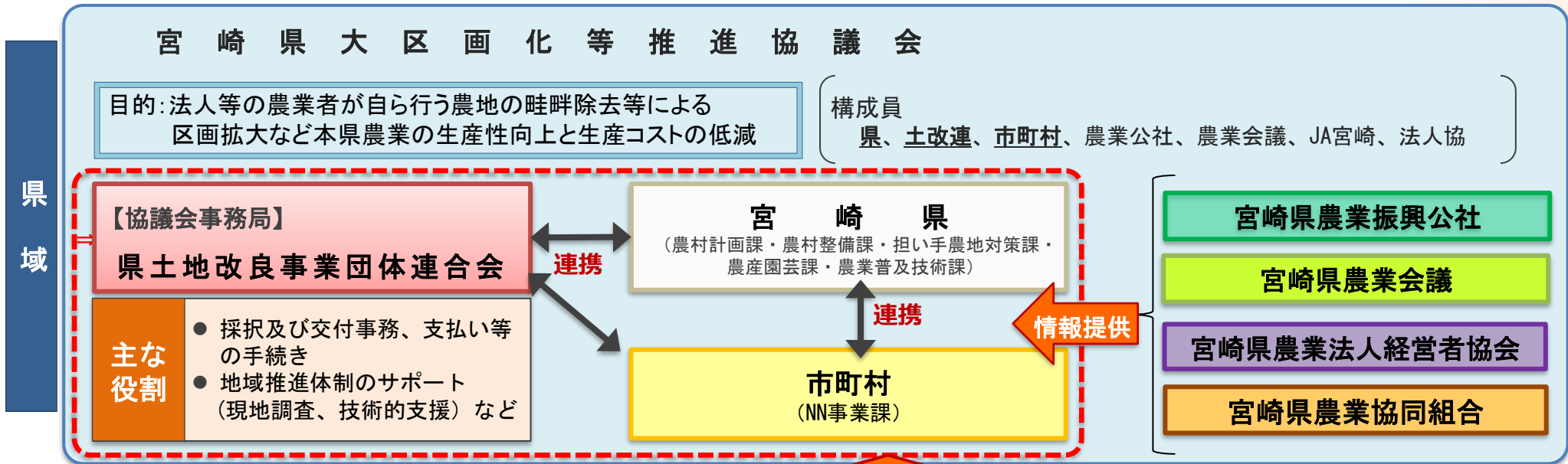
- ✓ **県、市町村**
- ✓ **土地改良事業団体連合会**
- ✓ **農地中間管理機構**
- ✓ **農業者団体（農地所有適格法人、集落営農組織 等）**
- ✓ **農業者等**

🔍 実施要件

それぞれの地区において、農用地の区画拡大が行われること

2. 大区画化等推進協議会の推進体制・役割について

大区画化等加速化支援事業における推進体制



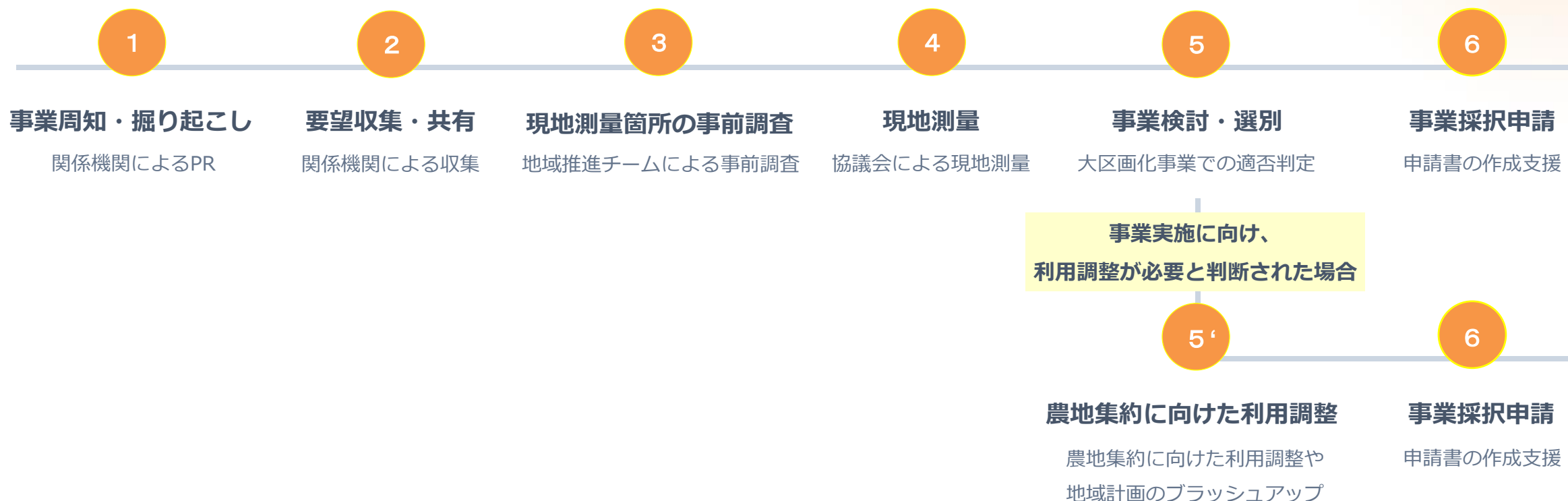
関係機関・組織の主な役割

関係機関・組織	主 な 役 割
協議会事務局 (県本庁NN・県土連)	①県内要望の取りまとめ ②要望農地の現地測量 ③実施主体への技術的支援及び指導 ④協議会の運営事務（実施主体や国への事務手続き等）
市町村（主:NN事業課） ※農地集積・集約化地域推進チーム	①要望者からの相談窓口 ②市町村内要望の取りまとめ ③現地調査一覧表と位置図の作成【協議会への現地測量依頼 兼用】 ④活用事業の検討・選別 ⑤大区画化等加速化計画(様式1号) や 地区採択申請(様式2号)等の申請書作成に係る、実施主体への作成支援
県出先（NN・普及センター 等） ※農地集積・集約化地域推進チーム	①要望者からの相談窓口 ②管内要望の取りまとめ ③現地調査一覧表と位置図の作成支援【協議会への現地測量依頼 兼用】 ④活用事業の検討・選別 ⑤大区画化等加速化計画(様式1号) や 地区採択申請(様式2号)等の申請書作成に係る、実施主体への作成支援
農地バンク・農業委員会 等	利用調整部門として、出し手・受け手の意向確認やマッチング、権利設定等の手続き

※関係機関が一丸となり、事業推進チラシを適宜配布することで、本事業を広く周知できるようご協力をお願いします。

3. 事業周知から事業採択までの流れについて

事業周知から事業採択申請までの全体フロー



将来の農地の利用を明確化した「地域計画」の早期実現に向け、本事業では、畦畔除去等の簡易基盤整備による物理的な区画拡大を推進します。
⇒**地域計画の目標達成に直結する有力なツール**

このため、既存の「農地集積・集約化地域推進チーム」を核とした推進体制を構築します。

事業周知・掘り起こしから要望収集まで

関係機関による農業者等へのPR

本協議会を構成する県・市町村等の関係機関の全てにおいて、事業推進チラシをそれぞれのルートで幅広く農業者等へ配布して事業周知を行い、整備要望を収集します。

令和8年度版

宮崎県大区画化等推進協議会
＜宮崎県土地改良事業団体連合会内＞

畦畔除去等による
「農用地の区画拡大」を支援します

畦畔除去前

畦畔除去後

事業実施主体 農業者・農業者団体 等

事業実施区域 農振農用地区域（南地）のうち「地域計画」を策定した区域

採択要件 農用地（田・畑）の区画拡大が行われること

事業内容 農用地の区画拡大・暗渠排水・湧水処理等助成

助成単価（上限）

畦畔除去のみの場合
4万円/100m当たり

農業者施工及び外部委託ともに同額
※集約化・大区画化においては、助成単価に算入あり

留意事項

国庫事業を活用するため、前年度までに国への予算要望が必要です。
このため、工事実施は要望した年度ではなく次年度以降になります。
※ただし、国の予算状況により要望した年度に工事実施できる場合もあります。

まずはご要望をお聞かせください

問い合わせ先（宮崎県出先事務所）

西 日 本 支 庁（農林水産部）：0982-72-2108
中 部 支 庁（農林水産部）：0985-26-7282
南 部 支 庁（農林水産部）：0987-23-4314
北 部 支 庁（農林水産部）：0986-23-4514
西 部 支 庁（農林水産部）：0984-23-4187
東 部 支 庁（農林水産部）：0983-22-1367
東 部 支 庁（農林水産部）：0982-32-6137

※裏面の要望等確認シートによる回答でも可
※回答された後、内容の聞き取りを行います。
ご連絡まで1～2ヶ月程度おまちください。

要望等確認シート

今後、農地の区画拡大を要望検討されている方は、下記確認事項を記入の上、表面に記載している宮崎県の出先事務所までご持参ください。

1. 区画拡大を要望する農地が所在している主な市町村を教えてください。
2. 御社の社名（個人の方はお名前）を教えてください。
3. 経営面積（ha）を教えてください。
4. 今後、畦畔除去等により区画を拡大したい農地の面積（ha）を教えてください。
5. 4で御回答頂いた農地の地番がわかれば教えてください。
※地番が複数ある場合は、主な地番で構いません。
6. 区画拡大を要望する農地に借地の農地がある場合、土地所有者への承諾状況について該当するものに○をつけてください。（要望する農地が全て自己所有の場合は回答不要です）
・全ての農地について承諾済み ・一部の農地について承諾済み ・全ての農地について未承諾
7. 畦畔除去等により区画を拡大したい時期を教えてください。
回答例）令和8年度、令和9年度から令和10年度
8. 7で御回答頂いた希望時期において、工事を実施に行われるか、該当するものに○をつけてください。
・全て自分で工事 ・一部自分で工事、残りは委託（他農業者・業者等）
・全て委託（他農業者、業者等）
9. 4で御回答頂いた農地のうち、1区画を1ha以上とした農地の面積（ha）を教えてください。
10. 4で御回答頂いた農地において、除去したい畦畔の総延長（m）を教えてください。※根柢の数値で構いません
11. 畦畔除去と併せて行いたい整備があれば、○をつけてください。
※複数回答可
整地 ・ 農作業道 ・ 用排水路（開水路 ・ バイパスライン） ・ 暗渠排水 ・ 寄土・境界杭
12. 重機とそのオペレーターの保有状況について、該当するものに○をつけてください。
※複数回答可
・ バックホウ（オペレーター 有 ・ 無） ・ ブルドーザー（オペレーター 有 ・ 無）
・ レーザーレベラー ・ GPSレベラー
13. 今後、ご記入いただいた要望内容等について、宮崎県または市町村から確認させていただきますので、連絡可能な電話番号またはメールアドレスをご回答ください。

※※【個人情報取り扱い】※※
本アンケートにおいて取得した、社名、個人名、電話番号、メールアドレスについては、農地の区画拡大等の要望を把握するためのみ使用し、目的以外には使用いたしません。

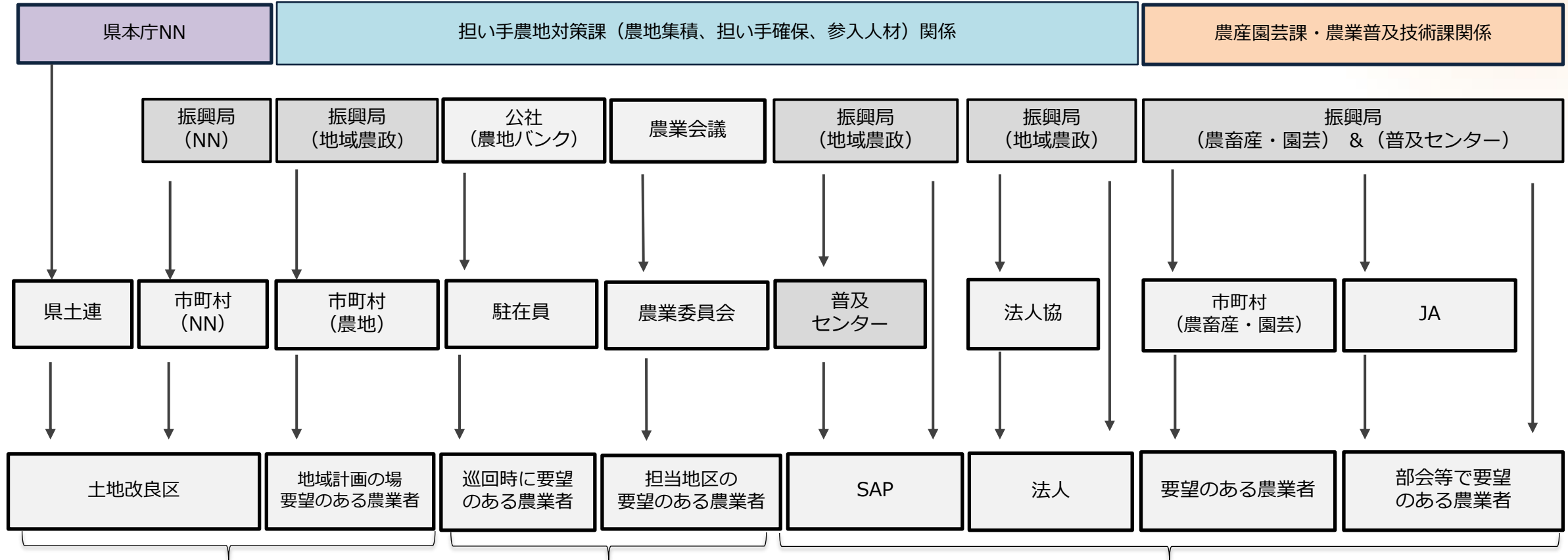
市町村（主:NN事業課）における相談窓口

窓口対応時、担当者は「①農業者名」「②対象農地の位置」「③整備要望時期」「④概算数量」「⑤地域計画策定状況」「⑥農振農用地」を必ず確認した上で、県出先事務所にお知らせください。

県内における整備要望は、県本庁NN本課で集約します。
また、集約した情報を定期的に県出先→市町村へ共有します。

※共有される情報を基に、**農地集積・集約化地域推進チーム**で、事業活用の検討を行います

関係機関による事業周知の流れ



（周知例）

- ・ 協議の場や区域の代表者等に情報提供
- ・ 既存情報で基盤整備の要望を持っている農業者へチラシ配布 等

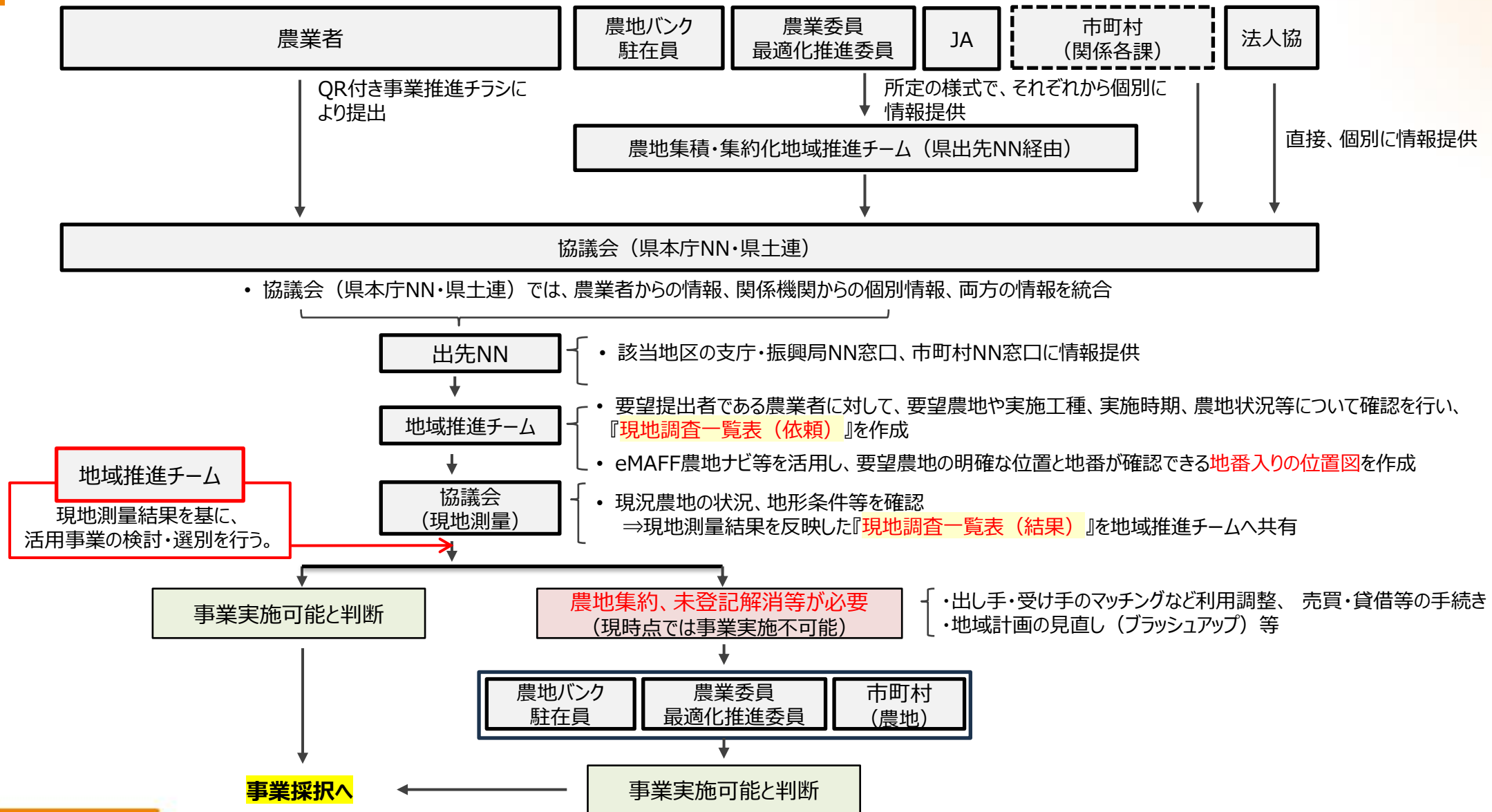
（周知例）

- ・ 巡回先や地域の中で基盤整備の要望を持っている（持っていると思われる）農業者へチラシ配布 等

（周知例）

- ・ 業務の中で基盤整備の要望を持っている農業者へチラシ配布
- ・ JA部会の総会や研修会等の場でチラシ配布

要望取りまとめから事業検討・選別までの流れ



協議会への現地調査依頼までの流れと必要書類



① 現況農地の状況確認 (要望取りまとめ後)

協議会に現地調査を依頼する前に、**地域推進チーム**において事前確認を行い「現地調査一覧表（依頼）」の作業項目①～④までを入力作成してください。

また、後日、協議会が現地測量を実施できるよう、市町村においては「eMAFF農地ナビ」等を活用し、要望農地の明確な位置と地番が確認できる、地番入りの位置図を作成してください。



② 調査依頼・現地調査

左記の作業が完了しましたら、『市町村もしくは県出先』から『協議会』へメール等で調査を依頼してください。

水土里情報システムで現地測量用の図面を作成し、協議会で現地測量を行います。

※市町村から要望者に対して、『協議会が現地測量を行う』旨の了承を事前に得てもらえれば、基本的に地域推進チームの同行は**不要**です



③ 現地測量結果の共有

現地測量結果を反映させた「現地調査一覧表（結果）」を地域推進チームへ共有します。

協議会への現地調査依頼までの流れと必要書類

書類名	作業項目	担当者	備考
1. 現地調査一覧表（依頼）	要望農地の事前確認を行い、調査一覧表の作業項目①～④までを入力作成してください。	地域推進チーム	要望者毎に整理
2. 位置図	要望農地を特定するため、 <u>地番入りの位置図</u> の提供をお願いします。 ※位置図：eMAFF農地ナビなど	市町村	要望農地の着色と地番を明示



※現地調査一覧表の作成にあたり、別紙「事前調査チェックシート」をご活用ください。

活用事業の検討・選別と「農地集約・利用調整」

⚡ 活用事業の検討・選別

現地測量までの結果を基に、活用できる事業の検討を
農地集積・集約化地域推進チームで検討・選別します。

⇒大区画化加速化支援事業にて整備するか

大区画化等加速化支援事業で事業実施する場合は、
別紙「県独自様式」を活用し事業費を算出した上で、予算要望の
期日に合わせ、所定の手続き（予算要望）を行ってください。

※現場条件から本事業での事業実施が「不適」となった場合は、
「他事業」での実施を検討します。

💛 「農地集約・利用調整」との連動

農地を集約するには、事前の権利設定が必要です。
事業実施に向け利用調整が必要な場合は、農地集積・集約化地
域推進チームを通じて、関係機関へ利用調整を依頼します。

農地バンク（農業振興公社）：農地中間管理権の設定等

市町村（農業委員会）：農地法3条による売買・貸借等

市町村（農政部局）：地域計画のブラッシュアップ

各種申請書類（計画申請・採択）等の作成支援

※県出先及び市町村による支援体制

大区画化等加速化支援事業での実施が確実と判断された場合、採択申請書類の作成へ移ります。

※国からの予算配分の見通しが立ち次第、協議会より正式にご連絡します。

申請書類関係は、「実施主体（農業者等）→市町村→県出先→協議会」の工程で進めていきます。

大区画化等加速化計画（別記様式第1号）

施工する地区の概要、年度計画、イメージ図等を記載。

施工農地が地域計画内に位置しているかなどを記載する必要がありますので、実施主体に対して支援をお願いします。

地区採択申請書（別記様式第2号）

市町村においては、実施主体毎に署名捺印をもらい、上記の加速化計画とセットで県出先へ提出します。

提出時期については、協議会よりお知らせします。

協議会によるチェック体制

提出する申請書類等については、協議会が事前に審査します。

県出先・市町村担当者の年間スケジュール（標準例）

4月～

事業周知・掘り起こし

- チラシ配付による事業周知：
各種総会や巡回時など、チラシを
適宜配布し、広く事業周知。
- 整備要望の把握：
「農業者からの直接相談」や
「チラシのQRコード」を介して整
備要望をいち早くキャッチ。

4月～7月

要件確認・要望集約

- 事業対象要件の確認：
要望農地が「農用地区域内（青地）」かつ「地域計画策定エリア」
に含まれるかなど、事前確認。
- 現地調査一覧表 & 位置図の作成：
要望農地について、現地調査一覧
表を作成。
また、eMAFF農地ナビ等を活用し
要望農地の地番を記した位置図を
作成。

5月～8月

現地測量・事業選別

- 協議会への測量依頼：
「現地調査一覧表（依頼）」と地
番入り位置図を協議会へ送付。
- 地域推進チームでの選別：
現地測量までの結果に基づき、
本事業への適否を判定。
- 農地利用調整の開始：
農地の利用調整が必要と判断され
た場合、農地バンクや農業委員会
と連携し権利設定等を依頼。

4月/6月/9月

予算要望

- 国への予算要望（翌年度分）：
4月・6月（1・2回目）、9月（最
終3回目）の要望期日に合わせ、
算出された事業費を要望。

注意すべき5つの要点



地域計画の策定エリア内かを必ず事前確認する

実施区域は「農用地区域内」かつ「地域計画の策定エリア」です。

それ以外の区域は事業採択ができません。



関係地権者・土地改良区等との合意形成の徹底

畦畔の除去や水路位置の変更は境界トラブルが発生する可能性があるため、事前に書面等で同意を取得し、関係地権者へ説明しておく必要があります。



農業者施工と外部委託施工の助成単価の適用区別

農業者自らが重機等で施工を行う場合と、施工の一部又は全部を外部委託する場合では、適用される助成単価が異なるため、予算作成時の誤認に注意してください。



実施主体への支援

事業採択（実施）にあたり、「施工前・施工状況・施工後」の工事状況写真を農地毎に撮影する必要があります。

また、自力施工の場合、作業量を証明するため、「日報」の作成が必要となります。



事業完了後の利用状況のフォローアップ

事業完了後、区画拡大や集約化された農地が農地転用や遊休化しないように、適切な指導が必要です。

4. 事業採択後の流れについて

○大区画化等加速化支援事業における年度計画について（標準例）

時期（目安）	ステップ	実施主体がすること（関係書類）	ポイント・注意点
4月～5月	計画申請	①「地区採択申請書」の提出 上記に添付して「加速化計画」の提出 上記に添付して、「別紙（個別の加速化計画）」の提出 ・「地区採択通知書」の受領 ・交付決定前に着手する必要がある場合 「交付決定前着手届」の提出 ・「割当内示」の受領 ②「地区交付申請書」の提出 上記に添付して「加速化計画」の提出 ・「地区交付決定通知書」の受領	・採択通知書、割当内示等の文書送付に合わせて、事務連絡文書及びチェックリスト（別紙3）を同封 ・交付決定通知前の着工は「原則NG」 （地区採択通知ではない）

時期（目安）	ステップ	実施主体がすること（関係書類）	ポイント・注意点
6月～	地区採択・工事着手	・外部委託施工の場合、契約書等の締結 ・原則は精算払い ・「交付金調書」の作成 ※実施主体が地方公共団体に限り、作成が必要 ・施工前の撮影 ・工事の開始	・必要書類として、委託契約書または請書が必要で、施工内容が複数の事業種類にまたがる場合、作業内訳が分かるものが望ましい（地区交付決定通知書の受領後に契約） ・施工農地(全力所)において、「施工前・施工中・完了後」の写真撮影する（農業者施工、外部委託施工同様） また、複数の事業種類がある場合は、事業種類毎に撮影する ・農業者施工を行う場合、傷害保険、賠償責任保険等に参加すること【要領第16-9】
	工事・管理	・工事の進捗管理（作業日報作成） ・施工中の撮影 ・採択地区の事業計画を変更する場合 ③「地区事業計画変更申請書」の提出 上記に添付して「変更後の加速化計画」の提出 ④「地区交付内容変更申請書」の提出 上記に添付して「変更後の加速化計画」の提出 ※1 採択地区の交付申請に係る、重要な変更の範囲【要領第8-2】 2 前項第2号の規定により採択された地区における事業計画等について、次に定める重要な変更が生じた場合には、同項の手續に準じて、変更申請を行うものとする。 (1) 総事業費の20パーセント以上の変動 (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動 (3) 事業実施期間の変更 (4) 計画の目標の変更	・農業者施工を行う場合、実績を証明するため、「作業日報」（別紙4）の作成が必要 ・整地工、畦畔除去の「過程（施工状況）」や、暗渠排水など「完了後に隠れてしまう部分（不可視部）」の写真が必要

時期（目安）	ステップ	実施主体がすること（関係書類）	ポイント・注意点
2月上旬	完了・支払	・工事完了の確認 ・完了後の撮影	・施工前と同じ方向から、事業完了後の写真を撮影する ・翌年度採択地区の採択申請書について事前準備依頼（3月上旬㍻）⇒日付や事業主体名は記載しない
2月中旬	完了報告	⑤ 必要書類（実績資料）の提出 ⑥ 完了報告書兼請求書の提出 抽出検査の受検 【要領第12】 様式（別紙8） ⑦ 「地区事業達成状況報告書」の提出 【要領第10-1（1）】 様式第11号 上記に添付して、⑧ 「加速化計画事業達成状況報告」の提出 （要領上、「翌年度の9月末日」までの提出） 様式第1号 ・改善措置を講じるよう指導を受けた場合 「達成状況の改善計画について」の提出 【要領第10-1（2）】 様式第12号 （要領上、「翌年度の9月末日」までの提出） ・「ハード事業」の完了が翌年度以降となる場合 「年度終了地区実績報告書」の提出 【要領第13-3】 様式第13号 上記に添付して「加速化計画事業達成状況報告」の提出 様式第1号	・完了が把握できる資料（数量、日報、契約書、領収書等）、施工前、施工中、完了後の写真（別紙5）を速やかに提出すること（別紙8参照） ・請求額算出表（別紙6）、所要額積算書（別紙7）を支援 ・農政局及び協議会は、当該年度の実施地区から抽出して検査を行う場合がある
3月	準備・調整	・実施区域の確定 ・事業種類の要望 ・農地所有者の同意取得 ・農業者施工、外部委託施工の要望 ・外部委託施工業者への見積依頼	・翌年度採択地区の採択申請書を事前提出（事前チェック）

農業者施工と外部委託施工の必要書類

施工区分 ※ 1	施工内容 《外部委託施工（一部）の内容は例》	必要書類 ※ 2 ※ 3	適用助成単価
農業者施工	全工程を農業者自らが自力で施工する	①自力施工に係る日報 ②領収書(リース代金や資材購入) 等 ③施工前・施工中・完了後の現地写真	農業者施工単価
外部委託施工 (一部)	(例) 区画拡大(畦畔除去+整地)に取り組む場合 畦畔除去は、農業者自らが自力で施工する「農業者施工」 整地工は、外部へ委託する「外部委託施工」	①自力施工に係る日報 ②委託契約書・領収書 ③領収書(リース代金や資材購入) 等 ④施工前・施工中・完了後の現地写真	通常単価
外部委託施工 (全部)	全工程を外部へ委託する	①委託契約書・領収書 ②施工前・施工中・完了後の現地写真	通常単価

※ 1 採択地区内において、複数の施工区分を用いて、実施することも可能です。

(例) 採択地区 (A農地、B農地) において、A農地は農業者施工、B農地は外部委託施工（全部）にて実施。

※ 2 自力施工に係る日報については、別紙「作業日報」をご活用ください。

※ 3 現地写真については、「農地毎・事業種類毎」に「固定点」を決めて、「同アングル」で撮影するようにお願いします。

また、位置関係や事業種類が分かるよう「全景」で撮影をお願いします。